

誓 約 書

徘徊高齢者家族支援サービス事業における位置検索システム専用端末機（以下「端末機」という。）を借り受けるにあたり、下記の事項を守ることを誓約します。

記

- 1 借受期間は機器を受領した日から返還を申し出た日、又は返還命令を受けた日までとします。
- 2 端末機を必要としなくなったとき、又は市内に住所を有しなくなったときは、速やかに返還を申し出ます。
- 3 端末機を利用目的以外に使用したり、転貸、改良、担保に供すること又は第三者に使用させることはしません。
- 4 端末機や付属品の全部又は一部を毀損、紛失したときは、ただちにその状況を報告し、市の指示に従います。
- 5 故意又は過失にかかわらず、端末機の全部又は一部を毀損、紛失したときは、損害に対する費用を負担します。

令和 年 月 日

佐世保市長 様

借受人 住所

氏名